

市所有マイクロバスの貸出しについて

十和田市では、小・中学校生のスポーツ活動等を支援するため、市が所有する29人（運転手含む）乗りマイクロバスの貸出しを以下のとおり実施します。

1. 使用できる団体

次の団体が各種大会や練習試合等に参加するときに使用できます。ただし、中体連大会等、市又は他団体等から交通費を目的とする助成がされる場合を除きます。

○市内小・中学校の部活動（スポーツ・合唱・吹奏楽等含む）

○市内スポーツ少年団又はスポーツクラブ

※乗車人員10人以上、総乗車人員の3割以上子どもが乗車すること

2. 使用区域

・青森県、秋田県、岩手県内に限ります。

3. 貸出期間・条件

○年末年始を除く毎日 午後8時までに返却、1回あたり連続する2日間まで

○運転手は使用団体において確保してください。（普通免許では運転不可）

※1日あたりの運転時間が8時間を超える場合は、必ず交替運転者を1名以上同乗させてください

○使用料は無料ですが、運行に係る燃料費や高速道路料金等の費用はすべて使用者の負担となります。燃料（軽油）を返却前に車両へ補充してください。

4. バスの貸出及び返却

○バスの貸出・返却場所：西コミュニティセンター（奥瀬字中平 70-3 TEL 0176-72-2311）

○鍵の引渡し：通常は使用日直前の平日（午後5時まで）にバスの鍵の引渡しを行います。その際にバスの確認点検及び車庫から出庫をしてください。

5. 申込方法等

運転手の免許の両面の写し等を添付し、申請書をスポーツ・生涯学習課に提出してください。

○申請期間：使用月の3ヶ月前から使用日の7日前まで（事前申請。その日が休日（土日祝日、年始）の場合は、以後の最も近い平日となります。）

※先着順で受付（ただし、申請受付開始日の午前9時までに使用予定日に対し複数の申請があった場合は抽選とします。）

☆貸出しの開始日

7月11日（木）

※7月15日（月）までの使用日の申込は5の申込方法等の7日前までの条件に関わらず、7月8日受付とします。

☆申込受付開始日

・7月分の申請受付開始日：7月8日（月）8:30

・8、9、10月分の申請受付開始日：7月10日（水）8:30

※11月以降分は使用日の3か月前の月の初日が申請受付開始日となります。月の初日が休日（土日祝日、年始）の場合は、その翌日となります。

例：12月分の受付開始日＝9月2日（月）

☆その他

◎使用回数制限はありませんが、使用を希望する多くの団体に活用してもらうため、次のような取り扱いとします。

①1団体の使用予約（使用申請）は1件までとします。使用後に次の使用申請を受付するものとします。

②ただし、使用希望日の20日前以降において、他団体のバスの使用予約がされていない場合は、追加で使用申請できます。（①の件数に数えません。）

○交通事故を起こした場合、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者等の責任において、損害を賠償してください。

○交通事故以外でバスを損傷し、又は亡失したときは、使用者等の責任において原状に回復し、又は市に対し損害を賠償してください。

○災害等やむを得ない事由により、バスを公共用に使用することとなった場合、故障等によりバスの使用に問題がある場合などは、使用許可を取消しますが、市は許可の取消により生じた損害に対して、賠償の責めを負いません。

○運転者がバスの運転資格を有してから1年未満の場合、運転手に1年以内の交通事故歴、又は交通違反歴がある場合など、市で定めるバスの運転手要件を満たさない場合は申請できません。

○使用者等は許可条件、遵守事項及び交通法規等を守り、安全運転に努めてください。

◎貸出しについての要綱、申請書等は[十和田市ホームページ](#)に掲載しています。

《申請先・問合せ先》

〒034-0301 十和田市奥瀬字中平70-3

十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課

スポーツ振興係 電話 0176-72-2317